

\*市の事業について、詳しくは各課へお問い合わせいただくか、秋田市ホームページをご覧ください。http://www.city.akita.akita.jp/

# 市役所からの お知らせ



## 平成27年度 65歳以上のかたの介護保険料

所得段階	対象者	保険料(年額)
第1段階	生活保護受給者、世帯員全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者、世帯員全員が市町村民税非課税で本人の公的年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下のかた	33,653円 (基準額×0.45)
第2段階	世帯員全員が市町村民税非課税で本人の公的年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下のかた	52,349円 (基準額×0.7)
第3段階	世帯員全員が市町村民税非課税で本人の公的年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超えるかた	56,088円 (基準額×0.75)
第4段階	本人が市町村民税非課税で公的年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下のかた	67,306円 (基準額×0.9)
第5段階	本人が市町村民税非課税で公的年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えるかた	74,784円 (基準額)
第6段階	本人が市町村民税課税のかた(合計所得金額が120万円未満)	89,741円 (基準額×1.2)
第7段階	本人が市町村民税課税のかた(合計所得金額が120万円以上150万円未満)	97,220円 (基準額×1.3)
第8段階	本人が市町村民税課税のかた(合計所得金額が150万円以上180万円未満)	112,176円 (基準額×1.5)
第9段階	本人が市町村民税課税のかた(合計所得金額が180万円以上250万円未満)	119,655円 (基準額×1.6)
第10段階	本人が市町村民税課税のかた(合計所得金額が250万円以上300万円未満)	127,133円 (基準額×1.7)
第11段階	本人が市町村民税課税のかた(合計所得金額が300万円以上400万円未満)	130,872円 (基準額×1.75)
第12段階	本人が市町村民税課税のかた(合計所得金額が400万円以上)	134,612円 (基準額×1.8)

介護保険料の納入通知書をお送りします

65歳以上のかたに、平成27年度分の介護保険料納入通知書(本算定分)を7月1日(水)にお送りします。  
左表のとおり、今回の介護保険料額(所得段階)は、27年度の市町村民税の課税状況や合計所得金額などをもとに算定したものです。  
●問い合わせ  
介護保険課 ☎(866)2069

■4月以前から年金引き落とし(特別徴収)になっているかたは、はがきサイズの通知書です  
■平成26年度中に65歳になり、一定の条件に該当するかたは、年金引き落としに変わります  
■災害、生活困窮などで、保険料納付が困難なかたへの減免制度があります。納期限の7日前までに介護保険課へ申請が必要です。年金引き落としのかたは、当該月の19日までです  
■第1段階のかたの保険料の軽減

をより進めるため、保険料の額を年額3万7千392円(基準額×0.5)から3万3千653円(基準額×0.45)に引き下げました。軽減された金額(3千739円)は、本算定後の期別ごとの保険料で調整します

### 平成27～29年度の介護保険料を見直します

#### 介護保険料基準額の算出方法

$$\frac{\text{介護保険料の基準額} \times \text{今後3年間に必要な介護サービスの総費用} \times \text{65歳以上のかたの負担割合(22\%)}}{\text{秋田市に住む65歳以上の人数}}$$

65歳以上のかたの保険料は3年ごとに見直しています。右の計算式のとおり、今後3年間に必要な介護サービス総費用から算出された基準額をもとに、そのかたの所得状況などに応じて決めています。

#### 基準額が変わります

平成24～26年度の基準額は年額6万3千768円でしたが、高齢化の進行により、要介護者が増加しているため、27年度からは基準額が年額7万4千784円になります。

細菌による食中毒にご注意ください

牛肉や豚肉、鶏肉による腸管出血性大腸菌(O157など)や、カンピロバクターに注意しましょう。

#### 食中毒を防ぐポイント

- ①肉を生で食べない：食中毒菌がついていることがあります
- ②肉料理は十分に加熱：肉の中心部を75℃で1分以上加熱
- ③抵抗力の弱い子どもや高齢者は特に注意：食中毒が重症化しやすく、後遺症が残ることもあります
- ④生肉に触れた箸と食べる箸は別にする

#### 問い合わせ

衛生検査課 ☎(883)1181

農用地の機能低下を防ぐ制度を活用

耕作放棄地の発生や集落機能の低下を防ぐため、国では「中山間地域等直接支払制度」により、交付金を支給しています。

傾斜がある中山間地域(1畝以上)で農用地、水路・農道の維持管理などを共同で5年以上継続して行う集落が対象です。詳しくは、お問い合わせください。

#### 問い合わせ 農業農村振興課

☎(866)2116



# 国保税納めて支える あきたの健康

平成27年度の国民健康保険税(国保税)の納税通知書を6月30日(火)にお送りしますの  
で、記載内容の確認と納付をお願いします。なお、6月に40歳になるかた(昭和50年  
6月2日～7月1日生まれ)がいる世帯には、7月中旬にお送りします。

## ■年金からの引き落とし(特別徴収) 用の納税通知書もお送りします

- 対象(原則①～③すべてを満たす世帯)
- ①世帯主(納税義務者)を含む国保加入者のかた全員が65歳～74歳
  - ②世帯主のかたが年金を年18万円以上受給している
  - ③国保税と介護保険料の合計額が、年金受給額の2分の1を超えない

特別徴収の対象となった世帯にも、特別徴収用の納税通知書をお送ります。また、新たに特別徴収になる世帯は10月から年金の引き落としが始まるため、納税通知書は、窓口納付用または口座振替用(7月～9月分)と特別徴収用(10月以降分)の2種類です。

## ■75歳以上のかたがいる世帯の 軽減制度があります

同じ世帯に、後期高齢者医療制度と国保に加入しているかたがいて、次の①～③に該当する世帯は、国保税が軽減されます。税額は軽減後の金額でお知らせします。手続きは不要です。

軽減①…国保加入者が後期高齢者医

療制度に加入し、国保加入者が1人になった場合の初めの5年間は、医療分・支援分の平等割額が半額に

軽減②…軽減①の世帯が5年を経過し、8年までの3年間は、医療分・支援分の平等割額が4分の3に

軽減③…会社などの健康保険加入者が後期高齢者医療制度に加入したため、その被扶養者だった65歳以上のかたが国保に加入した場合は、被扶養者だったかたの医療分・支援分の所得割額が0円に、均等割が半額になります。ほかに国保加入者がいない場合は、平等割も半額に

\*③の軽減は法律で定められた軽減制度のうち、7割または5割軽減に該当する場合は所得割だけが軽減されます。

## ■減額認定証の申請書を 対象者へお送りします

国保に加入している70歳～74歳のかたで、世帯全員が市民税非課税のかたは、入院したときの医療費と食事代が軽減される「国民健康保険限度額適用・食費療養標準負担額減額認定証」が、申請により交付されます。

対象者へ、6月24日(水)に申請書をお

送ります。申請期限は7月7日(火)。

## ■解雇や倒産により離職したかたの 軽減制度があります

解雇や倒産などにより離職し、要件を満たすかたの国保税を軽減します。該当要件や申請手続きなど、詳しくはお問い合わせください。

## ■災害、病気、失業などで 国保税の支払いが困難なかたは

納付の猶予や分割納付、減免などの制度があります。お早めにご相談ください。

なお、減免は納期限の7日前まで手続きが必要です。第1期分からの申請期限は7月24日(金)。

## 問い合わせは国保年金課へ

課税内容、軽減制度、特別徴収

賦課担当 ☎(866)2099

納付・収納推進室 収納担当 ☎(866)2189

減額認定証 給付担当 ☎(866)2098

口座振替・収納推進室管理担当 ☎(866)2618

## 国保税の計算方法

国保税(年額) =		医療分	+	支援分	+	介護分
所得割額	課税標準額(※)×	9.22%		2.51%		2.88%
均等割額	国保加入者の人数×	22,960円		6,620円		8,950円
平等割額	1世帯あたり	28,690円		7,450円		8,570円

※課税標準額…国保加入者の平成26年1月から12月までの所得の合計から、所得がある者1人あたり上限33万円を差し引いた額。課税の上限は、医療分が52万円、支援分が17万円、介護分が16万円。

国保税は、右記の計算式のとおり、「医療分」「支援分」「介護分(40歳～64歳のかた)」、それぞれの所得割・均等割・平等割を合算して年額を算出します。

なお、世帯主と国保に加入しているかたが所得の申告をしていて、前年中の所得が一定額以下の場合、均等割額と平等割額の一部が減額されます。